## 他市で実施しているアンケートの例

## 調布市自治基本条例アンケートより一部抜粋

- 問2 あなたは、調布市の自治(まちづくり)の基本的な考え方としてどのようなことが大切だと思いますか。2つ選んで〇をつけてください。
  - ※ 検討案では、調布市の自治(まちづくり)の基本的な考え方を「自治の基本理念」として定め、「市民、市議会及び市長が、市政に関する情報を共有し、相互に協力しながらそれぞれの役割を果たすことにより、調布市における自治を推進」していくこと《検討案P4 第1章第3》としています。
  - 1 市民は、まちづくりの主体であること
  - 2 市民が相互に協力し、連携すること
  - 3 市民,議会,市長が情報を共有すること
  - 4 地域資源を守り育て、次世代に引き継ぐこと
  - 5 市民が、自らの意思と責任で市政に参加すること
  - 6 その他()
- 問4 あなたは、調布市の市政運営の原則として、どのようなことが重要だと思いますか。3 つ選んで〇をつけてください。
  - ※ 検討案では、調布市の自治を一層推進するために重要な市政運営の基本原則として、情報公開や市民参加など7項目を掲げています。《検討案P6~P8第3章第7~第13》

	1K41/11 1 1 1 2 2 3 1 3 C 1 3 C 1 3 C 1	0,	0 (()(H1))(1 0 1 0)(10 1)(1.	714 - 0
1	市政情報の積極的な公開	7	職員の育成	
2	市民参加の積極的な推進	8	説明責任を果たすこと	
3	総合的で計画的な市政の推進	9	法令の順守	
4	条例制定権,法令解釈権の活用*1	10	個人情報の保護	
5	健全な財政運営の推進	11	危機管理	
6	簡素で効率的な組織	12	その他(	)
<b>.</b>	1 注今解釈族の採用一声の研筆にかかわる注律	笙の	<b>坦宝について その日的を跡</b> まうて	批批批批

※1 法令解釈権の活用=市の政策にかかわる法律等の規定について、その目的を踏まえて、地域特性 を活かせるように解釈し、運用すること

## 姫路市自治基本条例アンケートより一部抜粋

≪当てはまる項目に、○をお書きください(複数回答可。以下同じ。)≫ 問2 市民の権利として、どんなことを規定する必要があると思いますか。 ( ) 市政の情報を知る権利 ( ) まちづくりに参加する権利 ( ) 市政に多様に参画する権利 ( ) 生涯にわたり教育を受ける権利 ( ) その他必要と思う項目( ) 問3 市民の義務として、どんなことを規定する必要があると思いますか。 ※ 国民の三大義務(勤労・納税・子どもに教育を受けさせる義務)は除いています。 ( )まちづくりに参加するよう努めること ( )地域活動へ積極的に参加すること ( ) 市民相互の連携に努めること ( ) 市と協働してまちづくりを推進 ( )子どもの健全育成に努めること すること ( ) その他必要と思う項目( ) 問4 市長・職員の責務として、どんなことを規定する必要があると思いますか。 ( )憲法等の法令の遵守 ( )知識・技能の向上 ( )全体の奉仕者としての自覚 ( )市民と協働したまちづくりの推進 ( ) 市民との信頼づくり ( ) 誠実かつ公正な職務の執行 ( ) 職務に対する工夫や努力 ( ) その他必要と思う項目( ) 問5 市の責務・市政の運営に関してどんなことを規定する必要があると思いますか。 ( )市民の安全を守ること ( ) 効率的な行政運営 ( ) 行政評価の実施 ( )市民への情報提供 ( )財政の健全性の確保 ( )市民との情報共有 ( )財政状況の公表 ( ) 行政の透明性の確保 ( ) 外郭団体に対する指導・調整 ( ) 子どもに対する市政情報の提供 ( ) 適正な行政手続の方法 ( )個人情報の保護 ( ) 適正な法令等の運用に基づく政策立案 ( )参画と協働の推進 ( ) ハ°ブ リック・コメント(市民意見提出手続)の実施 ( )説明する責任 ( ) 苦情・相談への迅速で的確な処理 ( ) 計画策定への市民参加 ( )知る権利の保障 ( )市民等の公益活動に対する支援 ( ) その他必要と思う項目( )